

社会福祉法人 武蔵野会 世田谷区立駒沢生活実習所

事業計画書

1 事業運営に関する考え方

(1) 事業運営に関する今後の考え方

「自分を愛するように あなたの隣人を愛せよ」という法人の理念に則り、障害者総合支援法など関係法令や条例に基づき、公設民営施設の役割を常に意識しながら生活介護事業を進めていく。これまでの施設運営で培ってきた利用者、家族、区民、世田谷区との信頼関係を大切にしながら、重度化、高齢化という課題に対し、法人や施設がもつノウハウを総動員して対処していく。利用者や家族の日々変わっていく状況に対して柔軟に対応し、利用者に「明日も実習所に行きたい」と思っていただけのような魅力的なサービスを提供する。そして、住み慣れた世田谷の地で一日でも長く豊かな生活が送れるよう関係各所と連携しながら運営を行う。

(2) 今後5カ年の重点目標

サービスの質の向上 - 信頼と安心のサービス

理念に基づいた支援体制の確立

- ・「支援介護基本ブック」の継続的活用（全職員の個人版の作成）
- ・理念研修の実施と振り返り（記録と語り）
- ・倫理綱領の徹底（福祉従事者としての基本姿勢の点検）
- ・支援実践集、実践事例報告会での発表と法人内施設、職員への情報共有
権利擁護

- ・人権研修の継続と実践の確認の徹底
- ・虐待防止に関する実践と確認の徹底
- ・生きにくさを抱えた人への積極的関与
- ・合理的配慮の認識と実践

施設長の組織マネジメント力の強化

- ・施設版チェックリスト（施設長チェックマニュアル）での点検
- ・職員育成計画作成（スーパービジョンの徹底）、職場風土の醸成
- ・法人資金計画への協力（サービスの充実と安定経営）
- ・PDCA式進捗管理の徹底と強化の継続

サービスの標準化と業務改善

- ・マニュアルの形骸化の防止（日常の活用と見直しの継続）
- ・東京都福祉サービス第三者評価の分析と改善
- ・適切な職員配置と役割分担
- ・防災・減災意識の向上
- ・日常の防災訓練の徹底
- ・防災計画と事業継続計画の改訂
- ・防災チームの組織化（法人委員会）

リスクマネジメント体制強化

- ・「気づきメモ」を確実に改善につなげる

- ・ 事故分析を事故防止につなげる
- ・ 事故情報共有と改善プロセス構築の定着
情報提供と開示・保護
- ・ 利用者、家族への情報提供
- ・ 地域、行政、関係団体への情報提供体制構築
- ・ 個人情報保護の強化
利用者満足とQOLの向上
- ・ 利用者の総合的な理解と的確なニーズの把握
- ・ 東京都福祉サービス第三者評価の実施と活用
- ・ 高齢化、重度化、重複化への支援、医療的ケアの体制と技術の習得
- ・ 発達障害の個別理解と支援の向上
プロジェクト方式による目標達成
- ・ 虐待防止関連強化プロジェクト（練馬地区担当）
- ・ リスクマネジメント環境推進プロジェクト（世田谷地区担当）
- ・ 人材育成に関するプロジェクト（千代田・文京地区担当）
- ・ 事業継続計画のシミュレーションの実施（御殿場・大島地区担当）
- ・ 触法障害者の地域定着ネットワーク事業（本部、各地区担当）
- ・ 武蔵野会相談センターの創設（本部担当）
- ・ 成年後見、みんなの力のバックアップ(本部、各地区担当)
- ・ HIV の福祉施設受け入れに関する研究(各地区担当)
- ・ 武蔵野会セミナー推進プロジェクト（八王子地区担当）

駒沢生活実習所単独目標

- ・ 発達障害、強度行動障害の理解と支援力向上
- ・ 医療的ケアに関する学習と支援力の向上
- ・ 利用者情報のデジタル化による有効活用

地域社会への貢献 - 地域福祉の推進

生きにくさを抱えた触法障害者、生活困窮者への支援

HIV 長期療養者の福祉施設への受け入れ研究継続

大学との連携の強化（防災、減災、スーパービジョン研究、福祉人材育成研究等）

東日本大震災被災地支援の継続

障害者の成年後見実務の支援継続

駒沢生活実習所単独目標

- ・ 地域の絆事業への実行委員参加
- ・ 上町、上馬地区の見守りネットワークへの積極参加
- ・ 上馬地区こまりごと委員会への積極参加

財務基盤の安定化

利用者利用率95%達成（法人全体の目標）

人員配置の見直しによる人件費支出の抑制

老朽化した家電等の入れ替え等による省エネルギー対策の計画的推進

地域のニーズの分析と新規事業開発による収支の安定と収支差額の確保

スケールメリットを生かした物品調達

年間予算計画の月次確認とマイナスを出さない収支

駒沢生活実習所単独目標

- ・サービスの質の向上による利用率の向上（在籍者利用率 90%以上を目標）
- ・収支差額 5 %以内を目標とし収支バランスの向上を図る
- ・利用者の介護度の変動に合わせた適正な人員配置の検討
- ・徹底的な節電対策で原発依存からの脱却への一助とする

人材育成 - 学習と成長の組織へ

研修システム再構築と運用

- 1) 研修センターによる研修計画の作成継続
 - ・研修センターの機能継続（法人研修計画の立案と実施）
 - ・新規役職者を中心としたスーパービジョン研修（大学と連携）
 - ・各地区での累犯障害、生活困窮に関する研修の実施
 - 2) 人材育成研修の開発と実施
 - ・各プロジェクトチームを中心とした研修の継続
 - ・ワールドカフェ方式によるダイアログ研修
 - ・法人テキストを活用した研修
 - ・次世代育成のための本部実習の実施
 - ・OJT 強化のためのスーパーバイザー研修
 - ・武蔵野会の人材育成方法の確立
 - ・実践事例を発表する機会を持ち、実践の見える化と記録の強化
 - 3) 研修カリキュラムの見直し
 - ・次世代を見据えた階層別研修、初任者研修、専門研修の見直し
 - ・BCP 研修、虐待防止研修、事務員研修の強化
 - ・次世代育成研修の開発と実施
 - 4) 実効性のある研修の仕組みの構築
 - ・成果（効果）の確認と反映（アンケートの分析と研修後の振り返り）
 - ・研修記録の活用と保存（次の研修に生かす）
 - 目標管理制度の施設支援
 - ・有効活用による職員育成計画の作成
 - ・育成を意識した個別研修計画の実行
 - ・目標管理向上に関する地区研修会実施（育ち育てられる風土の醸成）
 - 働きやすい職場づくり
 - ・職場環境調査の実施（全職員のストレスチェック）
 - ・メンタルヘルス対策実施（健康ダイヤル等の EAP 推進）
 - ・離職率 3 %以内を目標(理念の実践による自己実現)
 - ・労災事故の把握と対策、ハラスメントの把握と対策
 - ・子育て支援制度の実施
- #### 駒沢生活実習所単独目標
- ・目標管理面接の計画的実施
 - ・個別研修計画の作成
 - ・理念研修の継続
 - ・施設内支援力向上研修の継続
 - ・世田谷地区研修の継続
 - ・支援実践集作成の継続

- ・事例実践報告会の継続
- ・せたがや福祉区民学会への継続参加
世田谷地区4施設目標
- ・人材確保と育成(人材確保のイベント開催、人材確保の学習会計画と実施)
- ・地域包括ケアの推進(障害者相談支援センター中心に検討、実施)
- ・地域公益活動(地域公開講座の開催)
- ・文化芸術活動(クローバーアート展、とっておきの音楽祭の開催)

2 事業内容

(1) 支援方針

法人理念を基本に、関係法令を遵守し、常に支援を必要とする利用者に食事、排せつなどの身の回りの介護を行うとともに、機能維持や健康維持の運動、創作的活動、生産的活動、地域交流活動等の機会を提供する。支援にあたっては、行動障害や能力障害にのみ着目するのではなく、利用者の得意なことや興味関心のあることに目を向けた環境調整、整備を行っていく。一人ひとりの個性やニーズとアセスメントを基に立案された個別支援計画に則った支援サービスを提供していく。

利用者の人権を擁護するとともに、個人情報の漏洩には細心の注意を図る。

利用者の生命を守り、安全を図るとともに、障害者虐待防止法を遵守し、心身の健康の維持、増進を図る。

利用者の意志を尊重し、個性に配慮した活動を通して生活経験を広め、充実した生活が送れるよう支援する。

利用者が、さまざまな社会生活を経験していけるよう支援する。

家族と連携を密にして、利用者及び家族へ支援の充実を図る。

地域との交流の機会を設け、利用者が地域住民とともに社会資源を活用し、地域社会の中で安心した生活ができるように支援し、あわせて障害福祉に関する啓発の機会としていく。

多職種が協働し、一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供する。

(2) 個別支援計画

() 基本的な考え方

個別支援計画書により、一人ひとりのニーズを的確に把握し、個々の状況に応じたサービスを提供していくことを基本的な考えとし、以下の5点に留意した計画を具体的に実施していく。

() 具体的な提案

施設内のプログラムのみではなく、地域での自立生活を展望した視点での計画。

行動上の障害のみに着目したものではなく、利用者の全体像を捉えた計画。

意思決定支援を行い、自己決定をするという経験を積める計画。

第三者への分かりやすい文章・語彙を用い説明と情報の共有が容易な計画。

ニーズの変化に随時対応できる計画。

(3) 活動プログラム(一日・週間)

() 基本的な考え方

重度、重複障害者の特性を理解し、一人ひとりのニーズに対応したプログラムを計

画的に実施していく。障害の程度や行動特性を考慮し編成した日常生活活動グループを活動の基本とすることで安定した人間関係の中での活動を目指す。活動の基本は個別であることを念頭に、個性や興味関心に合わせた無理のないプログラムとする。実習所内での人間関係の幅を広げる方法として、宿泊旅行や所内宿泊などはグループ横断的に計画する。

() 具体的な提案

1日のプログラム

8 : 3 0		勤務開始、 送迎バス添乗、館内準備
9 : 0 0		遅番出勤 朝の打ち合わせ 活動準備、受け入れ準備
9 : 2 1	バス1号1便到着	利用者受け入れ
9 : 3 0	バス順次到着	活動準備、会議など
~ 1 0 : 3 0	着替え、排泄、 午前の活動 (日常生活個別活動) 機能維持運動、散策等	
1 2 : 1 0	昼食	昼食介助 休憩 11:30~12:00
1 3 : 4 5	午後の活動 日常生活グループ活動 余暇活動、レクレーション 公園散策、バスハイク等	12:10~12:40 12:45~13:15 13:15~13:45
1 5 : 0 0	着替え、排泄、降所準備	
1 5 : 1 0		バス添乗者打ち合わせ バス添乗者休憩
1 5 : 2 0		利用者送り出し
1 5 : 2 5	バス4号車1便出発	
1 5 : 3 5	5号車1便出発	利用者対応、館内清掃
1 5 : 3 5	1号車1便出発	利用者送り出し
1 5 : 4 5	2号車1便出発	
1 5 : 5 5	3号車1便出発	
1 6 : 2 7	バス1号車2便出発	
1 6 : 3 0	4号車2便出発	休憩
1 6 : 3 5	5号車2便出発	
1 6 : 5 0		帰りの打ち合わせ
1 7 : 0 0		勤務終了
1 7 : 3 0		送迎バス添乗終了

		遅番勤務終了
--	--	--------

週間プログラム

	月 曜	火 曜	水 曜	木 曜	金 曜
午前	個別活動	個別活動	個別活動	個別活動	個別活動
午後	リトミック グループ活動	個別活動 グループ活動	個別活動 グループ活動	個別活動 グループ活動	個別活動 グループ活動

(4) 食事(給食)

() 基本的な考え方

「選ぶ楽しみのある食事」「季節を感じる食事」「多くの食材を用いた食事」を念頭に、安全で美味しい食事の提供に努める。

見た目に美しく、盛り付けに配慮した食事を心がける。

適温給食に努める。

明るく寛いだ雰囲気の中で食事ができるよう、BGM(ヒーリング音楽)を流すなど、食堂内の環境整備に努める。

年6回程度、言語聴覚士による摂食ケア相談を実施。相談利用者の食事場面を見ていただき咀嚼や嚥下の状態、姿勢、自助具等の選定、食材の大きさ、介助の方法、職員や家族からの相談事項についてアドバイスをもらい、個々の摂食機能にあった食事の提供に努める。

疾病、肥満、便秘等で栄養管理が必要な利用者は、医師の指示に基づき支援員、看護師、栄養士、理学療法士などを交えたチームアプローチによる栄養ケア・マネジメントを実施する。

() 具体的な提案

・行事、イベント食

選ぶ楽しみのあるバイキング食、季節や歳事に合わせた行事やイベント食を計画し、日々の生活に楽しみと期待感を高めるような食事の提供に努める。

・衛生業務

調理については、業務委託し、施設内で調理を行う。

衛生管理に十分注意し、食中毒の発生を防止する。常時、体調管理に留意し、手洗いや手指の消毒を行うとともに、調理従事者の衛生意識の向上に努める。

栄養士、調理従事者に対して月1回以上の細菌検査を実施する。

検食は全職員が交代で行うことで、一部の職員の嗜好に偏らず、利用者の立場で検証することで実習所の給食の標準的な内容を作っていく。

献立原案の作成や調理、配膳などの給食業務は専門業者に委託するが、月1回の給食会議の他、日常的に緊密な連携をとり、委託ならではの質の高い給食を提供していく。

(5) 利用者の高齢化への対応

() 基本的な考え方

一人ひとりの生活歴、現在の心身の状況や生活の様子など、情報を多角的

に収集し、全人格的に理解し対応することを基本方針とし、以下のことを実施する。

() 具体的な提案

疾病、肥満、糖尿病などの生活習慣病に対応するため、栄養ケア・マネジメントの実施

誤嚥性肺炎などに対応するため、摂食ケア相談の実施

加齢や障害の重度、重複化の対応として、トータルリラクゼーション及び機能維持運動の実施

(6) 作業活動(創作活動・生産活動)

() 基本的な考え方

利用者の能力やニーズにより希望する活動もしくは関心のある活動を行う。

作る喜びを実感し、成功体験を積み、自信を持って作業に取り組む。

生産活動においては、集中力や協調性を意識しながら、自分の仕事に責任を持つ。

生産品は近隣公園の販売店で委託販売やキャロットタワーでの販売会、秋祭りなどの行事の際に販売し、一年間プールした売上金でオリジナルデザインのクリスマスプレゼントとして全利用者に還元し、達成感を皆で味わう。

() 具体的な提案

粘土細工・・・陶芸に代わる手軽な教材として粘土、紙粘土を使い、自由な造形を楽しみながら作品作りに結び付けていく。

リサイクル・・・アルミ缶、ペットボトルのリサイクルを通じた資源再利用の社会活動や、牛乳パックを利用した紙漉製品作りを行う。

農園芸・・・近隣デイホーム等での水やり活動や、土に親しみながら収穫の喜びを味わう体験教室への参加を継続する。

手工芸・・・毛糸のボンボン作りや座布団、スウェーデン刺繍を用いた小銭入れ等の手工芸品の生産を行う。

(7) 作業活動以外の所内活動

() 基本的な考え方

日常生活活動の基本方針

障害や行動特徴等を考慮し編成した4グループ体制での活動をベースとするが、あくまでもニーズに基づく個別の活動をグループ職員が支援することとする。

旅行や宿泊、外出等に参加していただき、社会経験を広げる。

グループ活動を通して集団や仲間を意識できるよう、個人では難しい創作的活動、生産活動、運動活動の参加経験に繋げる。月一回程度はグループレクレーションとしてゲームなども行う。

() 具体的な提案

運動活動・・・機能維持運動、ウォーキング、体操、プール等の活動を通し健康の維持、増進を図る。

散策・・・公園や近隣をゆっくりと歩き、季節を感じ自然と触れ合う。

専門講師活動・・・専門講師の指導を受けリトミックの活動に参加する。

トータルリラクゼーション・・・

光、音、香り、振動、温度、触覚の素材を組み合わせ、自由に過ごしてくつろぐことと、肌と肌とのコミュニケーションを通して、不安な気持ちを軽減し、ケアを行う側も穏やかで落ち着いた気持ちになることで、信頼関係を築くことを目的として足浴やアロマオイル

を使用して手、足のマッサージを行う。
 外出・・・公共交通機関等を利用し生活圏の拡大を図り社会経験の機会を増やす。

活動の組み立て
 集団の構成
 活動グループ

	1グループ		2グループ		3グループ		4グループ	
	男	女	男	女	男	女	男	女
利用者	7	3	5	6	8	3	6	2
職員	2	3	2	3	3	3	4	1
活動内容	個別活動やグループ活動、専門講師活動等を計画的に実施する。また、行事やイベントを通してグループ間の交流も図り、活動の広がりを目指す。							

(8) 所外活動

() 基本的な考え方

生活圏の拡大を図り社会経験の機会を増やすことを基本方針とし、以下の活動を実施する。

() 具体的な提案

一泊旅行

- ・日 程 5月～11月の期間で、4名から6名のグループで実施。年9回程度。
- ・目 的 日常から離れ旅行を行うことで日々の意欲に繋げ、社会経験を広げる
- ・行き先 温泉旅館、東京都や世田谷区の保養施設など

個別外出経験

事前に利用者・家族にアンケート調査し、個別ニーズを把握し、1人年2回実施。外出先は、担当職員が立案する。

(9) 行事

() 基本的な考え方

地域住民との交流、ボランティアとの交流、生活上の楽しみ、精神面のリフレッシュを基本方針とし、以下の行事を実施する。

() 具体的な提案

入所式

- ・日 時 4月
- ・場 所 実習所ホール
- ・内 容 新入所者を利用者、職員全員で迎えお祝いする

施設公開

- ・日 時 5月～6月
- ・場 所 実習所内
- ・目 的 特別支援学校及びその家族に施設や活動内容を公開し、卒業後の施設利用についてイメージを持ち進路選択の機会とする。また、実習所に

興味がある区民に広く支援の様子を公開し、障害福祉の理解、啓発の機会とする。

- ・内 容 施設見学、作業体験、施設紹介パネル展示、など

どんどこ祭

- ・日 程 9月中旬
- ・目 的 秋祭りを通して、利用者、家族、地域住民の交流を図る
- ・参加者 利用者、家族、職員、ボランティア、地域住民

一泊旅行

- ・日 程 5月～11月の期間で、4～6名のグループで実施。年9回
- ・目 的 日常から離れ旅行を行うことで日々の意欲に繋げ、社会経験を広げる。
- ・行き先 担当職員が計画

もちつき会

- ・日 時 12月上旬
- ・場 所 実習所玄関先およびホール
- ・内 容 近隣の方やボランティア、家族と一緒に餅つきを行う。餅の試食については危険性が高いため、誤嚥しにくい食材で代替える。

作品展「クローバーアート展」

- ・日 時 1月～2月
- ・目 的 日頃利用者が取り組んでいる創作的活動、生産活動の発表の機会とする。これまで KOMA 展として単独で行ってきたが、世田谷地区4施設合同企画として進める。
- ・会 場 世田谷区内ギャラリー

春のつどい

- ・日 程 3月
- ・目 的 音楽系アトラクションや会食を通じて、利用者、家族、ボランティア、職員の親睦交流を図る
- ・場 所 実習所ホール、食堂

ラッキータイム

- ・日 程 年間6回程度
- ・目 的 行事のない月に、季節や歳事に合わせたバイキング食を提供する。バイキング食は毎回テーマを決め、テーマに添った室内装飾や本格的な料理を提供する。

(10) 介護

() 基本的な考え方

介護の基本原則として、安全性(利用者介護者双方にとって安全であること)、容易

性（簡単でスムーズにできる方法であること）、機能性（利用者の残存能力を十分に活用した方法であること）に留意し、評価事項として a.病名、身体障害 b.残存機能 c.生理学的状態（血圧、脈拍・呼吸など）d.理解力、意欲 e.筋力 f.関節可動域 g.バランスの状態（姿勢保持）の情報を収集し介護に当たることを基本的な考え方とし、以下に留意し介護にあたる。

（ ）具体的な提案

食事の留意点

身体機能（咀嚼・嚥下・四肢体幹・内臓疾患）の把握

姿勢保持（椅子やテーブルの高さ）

自助具、食器の調整

食習慣や好き嫌いの考慮

食事場面の環境調整

口腔ケア（歯磨き・義歯）

排泄の留意点

プライバシーの保護

身体機能（四肢体幹、内臓疾患）の把握

姿勢保持（便器の高さ、手摺り）

おむつは最後の手段と認識

衣類着脱の留意点

プライバシーの保護

身体機能（四肢体幹、皮膚疾患）の把握

身だしなみと衛生

寒暖による調整

入浴の留意点

浴室、脱衣場の安全環境、室温

身体機能（四肢体幹・皮膚疾患・循環器系疾患）の把握

バイタル確認

プライバシーの保護

移動の留意点

身体機能（四肢体幹）の把握

姿勢保持（椅子やテーブル、ベッド、車いすの高さ）

ボディメカニクス原理

3 家族や地域との連携

（1）家族との連携

（ ）基本的な考え方

施設は家族には代われないことを十分認識し、家族が利用者にとっていかに大切な存在であるかを理解することを基本方針とする。

（ ）具体的な提案

それぞれの家族との意思疎通や信頼関係づくりのため、毎日の連絡帳と共に必要に応じて電話等にて状況把握に努める。また年2回、支援員およびサービス管理責任者と家族との個別面談の機会を設け個別支援計画を説明し、同意を得る。さらに年6回家族連絡会を実施し、施設や法人の方針や福祉を取り巻く社会状況、法改正などの情

報提供を行う事で、協力体制を整えるよう努める。なお、施設行事への参加も積極的に呼びかける。このことによって、家族から改善要望や意見が出やすい環境を整えて施設運営の透明性を高めていく。

(2) 地域との交流・連携

() 基本的な考え方

地域住民にとって親しみのある施設であることを基本方針とする。

() 具体的な提案

障害者福祉の情報発信地となれるよう広報紙の発行やホームページなどで積極的に地域に働きかけ、行事では秋祭り(どんどこ祭り)、もちつき会、作品展(クローバーアート展等)などを通して交流と啓発を進め、施設公開を継続的に実施することで、地域の方々に施設を知っていただき、地域の大切な福祉資源として必要とされる運営を行う。また自治会と連携し災害時の福祉避難所として役割を担う。利用者が地域の中で生活する上で、地域との関わりが重要な要素であることを理解し、更に成年後見制度や共同生活援助(グループホーム)などの情報提供を行う。

(3) ボランティア活用

() 基本的な考え方

利用者にとって、ボランティアの方々との交流や関わりの中から新たな経験や学びが生まれ、豊かな生活につながる大切な機会であると捉え、積極的に受け入れていく。

() 具体的な提案

現在活動している団体や個人のボランティアの他にも、施設のホームページや広報紙でボランティアを呼びかける。また、ボランティアセンターや世田谷社会福祉協議会など外部機関を通して活動の場を拡げると共に、駒沢大学等地域の教育機関と連携しボランティア育成を図る。育成に当たって、「ボランティアのしおり」等の手引き書を以下の内容で作成し実施する。ボランティア本人の意思を尊重し、希望する活動に参加できるように配慮する。

法人、施設の紹介

ボランティアに対する施設の考え方

利用者との接し方(障害者理解を深めるため)

利用者に対する支援内容の紹介(プログラムや行事等)

具体的なボランティア内容

個人情報等留意すること

4 危機管理

(1) 災害対策・防犯対策

() 基本的な考え方

利用者は火災や地震等の災害が起きた場合や、凶悪犯罪に対して迅速な行動が取れない、または判断が不十分であることを踏まえた災害・防犯対策をたて、発生した際の被害を最小限にとどめるため、必要な対策を講じることを基本方針とし、以下のことを実施する。

() 具体的な提案

大規模災害時の対応

地震や風水害を想定した防災マニュアルを作成し、万が一の災害に備える。発災直後の対応から事業継続計画までを防災マニュアルとして作成する。区と協定している福祉避難所防災マニュアルとの整合性を図る。

防災マニュアルの作成と見直し

福祉避難所防災マニュアルの作成と見直し

、 の整合性を図り、いざというときに混乱の無いようにする

火災時対応

防火管理者を配置しその管理の下、消防計画に準拠し以下を定期的実施する。

消火、通報、避難誘導訓練

火災予防上の自主検査・点検（消防用設備・電気ガス設備・火気設備・自家発電装置等）

消防用設備の法定点検

火気使用取扱い指導監督

利用者数の適正管理

職員への防災指導

火元責任者への指導監督

事故対応

事故対応マニュアルを随時更新し、事故の防止と事故発生時の対応、事後対応に区分したフローシートと手順書を作成し、誰でもわかりやすいマニュアルを以下の項目で周知する。

リスクマネジメント手順（SHEL分析等）

アクシデント・ヒヤリハット手順

保険対応手順（保険代理店への事故報告と記入例）

緊急対応(日中編・夜間編)

転倒

誤嚥

異食

投薬ミス

所在不明

忘れ物・連絡ミス

交通事故

防犯対策

防犯対策として以下のことに取り組んでいく。

差別意識のない社会と、障害者の地域での生活に向けた共生社会の推進

地域交流行事の開催や社会参加への支援を通して、利用者と地域との交流の機会を大切にするとともに、障害の理解の浸透を目的とした公開講座を開催する。さらに、文化芸術活動（クローバーアート展の開催、音楽祭への参加など）を通して、積極的な表現活動を推進する。

メンタルヘルスケアと業務環境の調整

施設長と職員、役職と職員の個別面談を継続実施していく。法人が契約している健康相談ダイヤルの周知と活用、必要に応じて心療内科等でのカウンセリング等への配慮や、医師等のアドバイスのもと、業務環境の調整や配慮を行っていく。通院への配慮や生活

への支援を行い、地域における孤立などの防止に努める。

社会福祉施設等における職場環境の整備

虐待防止に関するセルフチェックや虐待防止研修への継続的参加、人事考課制度に基づいた定期的な面接とメンタルヘルスチェックの導入、相談機関への情報提供等を行う。

防犯カメラの設置と運用

防犯カメラには犯罪抑止効果が期待できる反面、プライバシー管理や運用に関して細心の注意を払う。近隣での犯罪に対しても警察への情報提供に協力する。不審者対応マニュアルを作成し、緊急事態に備える。

(2) 健康管理

() 基本的な考え方

利用者の心身の健康状態把握のため、常に表情や行動を観察し、異常や違和感が認められる場合には本人に確認した上で看護師が適切な処置を施設内で行う。必要に応じて静養や通院、帰宅等の対応を行う。検診結果等の健康情報については適宜家族に報告を行うことを基本方針とし、以下のことを実施する。

() 具体的な提案

定期健診

体重及び血圧測定（毎月1回）

内科医検診（毎月2回）：嘱託医による健康チェックと相談。

精神科医相談（毎月2回）：嘱託医による相談。

総合健康診断（年1回）：血液、血圧検査、検尿検便、胸部レントゲン、心電図、視力聴力、聴打診、感染症の有無等。

歯科検診（年1回）：嘱託医と歯科衛生士による口腔内異常の早期発見と歯磨き指導。

眼科、耳鼻科医師によるプール前検診（年1回）。

健康管理

健康な生活を送るため、規則正しい生活習慣の形成を支援する。

手洗い、うがいを励行する。

慢性疾患、特定疾患の注意事項を周知する。

利用者用内服薬管理及び常備薬取り扱いについては万全を期する。

(3) 衛生管理及び感染症対策

() 基本的な考え方

より安全で衛生的な食事提供や活動空間の整備及び日常生活の中で行うべき清潔行為（手洗い、うがいなど）の励行を基本方針とし、以下のことを実施する。

() 具体的な提案

感染症マニュアルを作成し、感染症の予防と罹患してからの対応に区分し、フローシートと手順書で分かりやすくマニュアルを以下の項目にして周知する。

感染対策の基礎知識

感染管理体制

健康管理

感染対策（手洗い、嘔吐物処理）

感染対策（おむつ交換）

感染対策（リネン類の処理）

感染症発生時の対応
空気感染の予防策と対応（結核）
飛沫感染の予防策と対応（インフルエンザ、レジオネラ菌）
接触感染の予防策と対応（ノロウイルス、腸管出血性大腸菌、MRSA、緑膿菌、疥癬虫）

5 個人情報保護

- （ ）基本的な考え方
個人の尊厳を最大限に尊重することを基本方針とする。
- （ ）具体的な提案
法人の個人情報保護規程に準拠し、情報利用の目的を特定し目的外利用を制限 データの適正管理 データの第三者提供の制限（同意の徹底） 保有データに関する事項の公表 保有データの開示(情報開示規程) 保有データの訂正、追加、削除、利用停止 個人情報保護管理者及び苦情対応 職員の守るべき責務について周知徹底する。万が一の情報漏洩事故に備え保険にも加入する。

6 権利擁護

- （ ）基本的な考え方
人権擁護意識の向上、福祉従事者としての倫理観の確立、職務の標準化を進めるための法人の倫理綱領および行動規範に準拠し、差別の撤廃 自己決定と個人の尊重 平等な立場 社会参加の支援 利用者利益の優先 私的利用の禁止 傾聴と個人の尊厳の尊重 プライバシーの尊重 体罰・虐待の禁止を基本的な考えとする。
- （ ）具体的な提案
基本理念を実践するための行動規範を定め、それらの理解を促すために支援介護の具体的事例をもって作成した「支援介護の基本ブック」を用いて定期的に研修する。行動規範は以下の通り、
私たちは、自分を理解し、啓発することによって、困難に立ち向かい、福祉の仕事に邁進します。
私たちは、利用者ひとりひとりをあるがままに理解し、必要な支援をきめ細かく実施します。
私たちは、利用者のより深い理解のために、目に見える行動だけでなく、人間の内面に目を向けます。
私たちは、職員が存在が利用者にとって大きな影響を与える可能性があることを自覚し、安心・安全・満足をもたらすかわりを実践します。利用者が混乱した言動をとるときに、もっともその実践が必要なことを認識します。
私たちは、利用者の能力向上のみに意識をとらわれず、利用者と行動を共にすることにより、お互いをわかり合える関係をつくることに主眼をおきます。

7 苦情解決

- （ ）基本的な考え方
利用者、家族からの苦情を隠さず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で話し合いを進めることにより相互理解を図り、円滑で円満な解決を促進し、社会的信

頼を向上させ、福祉サービスの適正化を図ることを基本方針とする。

() 具体的な提案

「福祉サービスに関する苦情解決についての規程」に従い、潜在化している問題やニーズの把握、それに基づくサービス提供、サービス実施の効果の検証と見直しという手順を明確にする。また、利用者とその家族から出る苦情に関する事実の把握、対応の検討と対応方針の説明を十分に実施し、そして結果の報告書作成によって同意を得られるシステムを構築する。

利用者・家族にたいして苦情を受け付ける窓口、苦情受付担当者として苦情を出しやすい環境整備のため第三者委員と受付担当者責任者について説明する機会を定期的に持ち、玄関にポスターを掲示し周知する。

8 職員

(1) 職員配置、人材育成

() 基本的な考え方

人事管理は施設にとって重要な課題と捉え、福祉サービスの質の向上という観点から職員の育成を進める。昨今の状況からより良い人材を求めることが非常に難しい課題となっているが、法人を上げてあらゆる手段を用いて採用を進め、育成していく。

() 具体的な提案

人材育成

当法人独自の人材育成システムの構築の視点

- ・法人の次世代に向けた理念教育の徹底
- ・福祉現場に特化したマネジメント方法の導入
- ・現場での実践的な判断力の養成
- ・研修の計画、実施、評価の体系的なシステムの構築
- ・次世代リーダー、人材発掘並びに育成システム
- ・対人援助職としての高度な専門性を育成

トータル人事制度の実施

法人の経営目標、世田谷地区の経営目標、各施設の経営目標、職員個人の目標の順に目標管理制度をシステム化し、各職員の目標達成のためのフィードバック面接の実施により職員の質の向上を行う。

研修制度の確立

- ・法人内研修スタッフの育成（研修企画、ファシリテーター、研修講師の養成）、職務基準の明示（法人職員として職層毎の達成基準を明示する）
- ・個人研修計画の立案、実施、振り返り

(2) 働きやすい環境づくり

() 基本的な考え方

民主的な管理と効率的運営を確保するため、業務上必要な情報を組織の構成員全体に正確に周知、共有できるよう職場のコミュニケーション環境を整備し、維持していく。

() 具体的な提案

やり甲斐のある仕事としての実感を得るため、職場の風土の醸成。

理念の浸透、法人や施設の目標、方針の理解と共有による目的意識の醸成。

職員相互に支援を評価し合い、支援力向上を実感できる職場風土。
福利厚生充実のため「JTBえらべる倶楽部」に加入と利用促進。
メンタルヘルスのための外部専門業者による相談手段の提供と利用促進。
働き方改革の推進とそのための環境整備。
専門資格取得奨励制度の充実と利用促進。

9 運営管理の効率化の提案

() 基本的な考え方

法人全体の定量目標を立て（利用者利用率、事業活動収支差額率、事業コスト削減率）それを各施設に落とし込み、法人として進捗管理していくことで目標達成の精度を高めることを基本方針とする。

() 具体的な提案

コスト改善の視点を常に持ち、各職員が気づきメモで提案を行い、改善や新たな取り組みを実施していく。法人26施設のスケールメリットを活かし、給食や建物管理業者との契約交渉や、OA機器等の事務用品等の共同購入を効率的に行うことで経費の削減を図る。また、行政関係手続等、法人本部での事務処理を一層進めていくことで効率化を図る。定期的な施設運営管理の巡回指導や税理士の巡回指導により、透明で無駄のない経営を行っていく。人事では、法人全体の職員を効率的に活用することで専門性を低下させることなく、多様な雇用形態の導入により人件費の適正化を図る。

10 障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律施行に向けた取り組み

() 基本的な考え方

平成23年の障害者基本法の改正、平成26年の障害者権利条約の批准により、障害を理由とする差別等の権利侵害の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害防止、障害に基づくあらゆる区別、排除または制限の禁止が明確になり、それを具体的に実践するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されたことを受けて、法人においてはその経緯を踏まえ法律の内容を理解するため、啓発研修を計画的に実施するとともに、厚生労働省から発行された、福祉事業者向けガイドラインなどを参考に、武蔵野会の事業所の種別に応じたガイドブックや相談体制を整備することとしている。さらに、地方自治体の相談窓口や障害者団体、医療、教育、一般企業等とも連携し、中心となって差別の解消に尽力することを法人の基本方針としておりこの方針に沿って取り組む

() 具体的な提案

上記の基本方針に従い、以下の点について取り組みを行っていく。

法律の趣旨を踏まえ、委託業者らを含めたすべての職員、関係者に対して、法の周知と実践するための研修を行う。また、事業所内での支援や建物自体に合理的配慮が行われているかなどを点検し、必要な対応を行う。

厚労省ガイドラインを参考にして種別毎に具体的な事例を挙げて検討できるガイドブックなど、啓発のための資料を作成する。

家族などが気軽に相談できる体制を整え、周知の機会を設ける。

区内の関係機関と連携し、相談者に相談先の案内や法律の趣旨説明等を行うとともに、ホームページなどでも案内するなど、広く広報活動を行う。

昨今のスマートフォンの普及具合を考慮し、ホームページのスマートフォン対応と行事などをQRコードでも案内できるような工夫を進める。

1.1 その他（独自の提案）

（ ）基本的な考え方

どんなに障害が重く支援困難な方でも、住み慣れたこの世田谷の地で可能な限りいつまでも、安心して暮らしていけるよう、全力で支援に取り組んでいくことを基本方針とする。

（ ）具体的な提案

福祉サービスの充実とともに多様な事業者も増えてきているため、これまで実習所が利用者や家族のニーズを丸抱えする方向から、生活介護事業所としての真の役割を模索し、駒沢生活実習所だからこそできるサービスに転換していくことを目指す。これまでの信頼と実績を基に、医療ケアケースや強度行動障害ケース、生きにくさを抱えたケースなど、どんなに障害が重くても受け入れを拒まない姿勢で臨み、利用者とその家族のために全力で支援させていただく。そのために必要な人材確保と育成に励み、支援ノウハウの確立を法人や自治体、医療者ら各方面の指導のもとに実現していく。

職員配置等（生活介護）

職種	職員数			資格等	
	常勤 (専従)【兼務】	非常勤 (専従)【兼務】	計 (専従)【兼務】		
管理者	1 (1)【 】	()【 】	1 (1)【 】	社会福祉士、精神保健福祉士	
サービス管理責任者	1 (1)【 】	()【 】	1 (1) 【 】	社会福祉士、精神保健福祉士	
生活支援員	16 (16)【 】	6 (6)【 】	22 (2 2) 【 】	社会福祉士 3名 介護福祉士 5名 保育士 3名	
看護職員	1 (1)【 】	()【 】	1 (1) 【 】	准看護師	
医師	()【 】	2 ()【 2 】	2 () 【 2 】	内科 1名 精神科 1名	
その他	栄養士	1 (1)【 】	1 (1) 【 】	栄養士	
	事務員	1 (1)【 】	()【 】	1 (1) 【 】	日商簿記 2 級
		()【 】	()【 】	() 【 】	

介護福祉士、社会福祉士等の資格がある職員がいる場合、資格と人数を記入してください（例 社会福祉士 2名）。